

○豊中市ふれあい収集実施要綱

実施	平成 19. 7. 1	
沿革	平成 23. 4. 1	改定
沿革	平成 24. 6. 1	改定
沿革	平成 25. 4. 1	改定
沿革	平成 25. 12. 1	改定
沿革	平成 26. 7. 1	改定
沿革	平成 27. 4. 1	改定
沿革	平成 27. 9. 1	改定
沿革	平成 28. 5. 1	改定
沿革	平成 29. 4. 1	改定
沿革	平成 30. 5. 15	改定
沿革	令和 2. 4. 1	改定
沿革	令和 5. 4. 1	改定
沿革	令和 5. 10. 1	改定

(目的)

第 1 条 この要綱は、高齢者及び障害者の在宅生活を支援するため、家庭から排出されるごみ等をごみステーション等に持ち出すことが困難な世帯に対して実施する収集（以下「ふれあい収集」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 65 歳以上で介護サービスを受けている者をいう。
- (2) 障害者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。

(対象世帯)

第 3 条 ふれあい収集の実施対象世帯は、市内に住民票を有しかつ、市内に居住する次の各号のいずれかに該当する世帯で、世帯構成員が家庭系ごみ等をごみステーション等まで持ち出すことが困難な世帯をいう。ただし、ごみ等の持ち出しについて、近隣の者又は親族等の協力を受けることができる世帯又は特別養護老人ホームなど福祉施設に入居の世帯は実施対象から除く。

- (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定により要介護認定において要介護度 2 以上の認定を受けた高齢者の世帯
- (2) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する身体障害者手帳の交付を受け、かつ、障害の程度が 1 級又は 2 級の身体障害者の世帯
- (3) 大阪府療育手帳に関する規則（平成 12 年大阪府規則第 42 号）第 7 条第 2 項の規定により療育手帳の交付を受け、かつ、障害の程度が A の知的障害者の世帯
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ、障害の程度が 1 級の精神障害者の世帯

(利用申込み)

第 4 条 ふれあい収集を利用しようとする世帯は、「ふれあい収集利用申込書」（様式第 1 号）により、家庭ごみ事業課長に申込みものとする。

(実施通知)

第5条 家庭ごみ事業課長は、前条の申込みがあったときは、その内容及びごみ等の排出状況等を確認し、「ふれあい収集実施通知書」(様式第2号)により、実施対象とする又は実施対象に該当しない旨を申込者に通知するものとする。

(ごみ等の種類)

第6条 ふれあい収集の対象となる家庭系ごみ等の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 可燃ごみ及び不燃ごみ
- (2) 再生資源として回収する紙・布、プラスチック製容器包装、ビン、ペットボトル、空き缶・危険ごみ、小型家電・電池類
- (3) 粗大ごみ

(ごみ等の収集等)

第7条 家庭ごみ事業課長は、ふれあい収集の実施世帯(以下「実施世帯」という。)に、ごみ等の分別方法と収集日程を提示するものとする。

2 ごみ等の収集担当者は、次の各号に定めるところにより、決まった曜日の12時までに実施世帯が集積所等まで持ち出したごみ等を収集するものとする。

- (1) 指定されたステッカーを貼付した前条第1項第1号及び第2号のごみ等 原則週1回
- (2) 前条第1項第3号のごみ 月1回(5点まで)

(変更の届出)

第8条 実施世帯の申込者等は、「ふれあい収集利用申込書」(様式第1号)記載事項に変更があったときは、家庭ごみ事業課長に届け出なければならない。

(実施の一時停止等)

第9条 実施世帯の申込者等は、実施世帯の長期不在その他の理由により、ふれあい収集の実施を一時停止等又は一時停止後の再開等が必要となったときは、速やかに家庭ごみ事業課長に連絡しなければならない。

(収集の中止)

第10条 家庭ごみ事業課長は、実施世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、ふれあい収集を中止することができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 第10条に規定する届出がないまま、30日間利用が無かったとき。
- (3) 前2号のほか、ふれあい収集を実施することが著しく困難であると家庭ごみ事業課長が認めたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 9 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 15 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に改定前の豊中市ひと声ふれあい収集実施要綱（以下「旧要綱」という。）第 4 条の規定により、利用を申込んだ者に対する旧要綱の適用については、なお従前の例による。

(様式第1号)

ふれあい収集利用申込書

年 月 日

豊 中 市 長 あて

申 込 者 (本人・代理人) 住 所 _____

代理人の場合本人との関係 名 前 _____

() 電 話 番 号 _____

ふれあい収集実施要綱第4条の規定により、次のとおり申し込みします。

世帯員の状況	本人連絡先	住 所：豊中市 電話番号： ※申込者が本人の場合は、記入する必要はありません。		
	<small>ふりがな</small> 名 前	生年月日	現況等の特記事項	
			介護保険要介護度 () 身体障害者 (1・2級) 知的障害者 (A) 精神障害者 (1級)	
			介護保険要介護度 () 身体障害者 (1・2級) 知的障害者 (A) 精神障害者 (1級)	
福祉サービス等の 利用状況				
ごみをごみ集積所まで排出できない理由を記入してください。				

これまでのごみの排出方法を記入してください。				
本 人 ・ 家 族 ・ 近 隣 の 者 ・ 市 内 の 親 族 ・ ヘルパー ・ その他 ()				
介護事業所等	住 所			
	事業所名			
	電話番号		担当者	
同 意 書				
ふれあい収集を利用するにあたり、申し込みにかかる決定に必要な限度及び承認の決定後に 家庭ごみの収集を行うために必要な限度において、豊中市が保有する私に関する個人情報を閲覧 し、使用することに同意します。				
名 前 _____ 印 _____				

ふれあい収集利用申込書

記入見本

年 月 日

豊 中 市 長 あて

申込者(本人・代理人) 住 所 _____

福祉担当職員、ケアマネージャー、
民生委員などの代理申請も可能です。 代理人の場合本人との関係 名 前 _____

() 電話番号 _____

ふれあい収集実施要綱第4条の規定により、次のとおり申し込みします。

利用状況	本人連絡先	住 所：豊中市 電話番号： ※申込者が本人の場合は、記入する必要はありません。		
	ふりがな 名 前	生年月日	現況等の特記事項	
	世帯全員の名前を 書いてください。		介護保険要介護度()身体障害者(1・2級) 知的障害者(A) 精神障害者(1級)	
福祉サービス等の 利用状況			介護保険要介護度()身体障害者(1・2級) 知的障害者(A) 精神障害者(1級)	
	ごみをごみ集積所まで排出できない理由を記入してください。		該当する状況に ○をしてください。 現在、ほかに受けている福祉サービスにつ いて書いてください。	
これまでのごみの排出方法を記入してください。				
本人・家族・近隣の者・市内の親族・ヘルパー・その他()				
介護事業所等	住 所			
	事業所名			
担当事業所名・電話番号・担当者名 をお書き下さい。		担当者		
<p>ふれあい収集を利用するにあたり、申し込みにかかる決定に必要な限度及び承認の決定後に 家庭ごみの収集を行うために必要な限度において、豊中市が保有する私に関する個人情報をご覧 し、使用することに同意します。</p> <p style="text-align: right;">名 前 _____ 印 _____</p>				

豊環 第 号
年 月 日

様

豊 中 市 長
(公 印 省 略)

ふれあい収集利用実施通知書

年 月 日付で申込みのありました件について、ふれあい収集実施要綱第5条の規定により、次のとおり通知します。

記

ふれあい収集の実施

実施します。 ・ 実施対象となりません。

名 前	
住 所	
開始日時	年 月 日から
実施できない理由	
特記事項	

注意事項

- ① 収集日は、必ず守ってください。
- ②ごみは、「ごみの分別と出し方」に基づいて分別し、豊中市指定ごみ袋に入れ、指定されたステッカーを貼付して出してください。
- ③粗大ごみについては、家庭ごみ事業課へ別途の申込みと処理料金が必要です。
- ④収集開始後、ごみを出さない時、もしくは申請内容に変更がある時は必ず連絡してください。申請内容が異なるときは、収集を中断することがあります。
- ⑤ごみ収集以外の業務については、対応できません。